

事務総長等の給与について（概要）

平成 17 年 4 月 14 日

現下の厳しい財政状況の中、各都道府県にあっては、事務事業の見直し、職員の給与カット等諸経費を抑制し、効率的な行財政運営に努めているところであり、各都道府県の分担金で運営する本会としてもより一層の給与の見直しを行う等効率的な運営に努める必要があることから、次のとおり行うものであります。

- 1 . 事務総長の給与を平成 17 年 5 月より現行の支給額に 100 分の 95 を乗じて得た額とする。
- 2 . 事務局次長の給与を平成 17 年 5 月より現行の支給額に 100 分の 97 を乗じて得た額とする。
- 3 . 管理職職員（9 級以上の部長・副部長）についてその給料月額に 100 分の 97 を乗じて得た額とする。
ただし、この額を退職手当、調整手当等の算出基礎とはしない。
- 4 . この措置は平成 17 年 5 月から平成 18 年 3 月までの特例とし、平成 18 年 4 月以降の措置については、地方公務員の給与の在り方の見直し等の状況を勘案し、平成 18 年 3 月までに決定する。